

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【公開番号】特開2018-140034(P2018-140034A)
【公開日】平成30年9月13日(2018.9.13)
【年通号数】公開・登録公報2018-035
【出願番号】特願2017-36994(P2017-36994)
【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月28日(2020.2.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定条件の成立に基づいて識別情報を変動表示する識別情報表示手段と、
前記識別情報の変動表示に伴って遊技演出を実行可能な遊技演出実行手段と、
前記識別情報の変動表示の結果が特定結果となると特別遊技を実行する特別遊技実行手段と、を備えた遊技機であって、

前記遊技演出の演出態様として、特定演出態様を含む複数の演出態様を有すると共に、
前記複数の演出態様は表示態様が異なる演出態様とされ、

前記特定演出態様の終了条件として複数の終了条件を有し、

前記遊技演出実行手段は、何れの終了条件が成立した場合にも前記特定演出態様を終了して他の演出態様を実行することを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記特定演出態様の実行条件として複数の実行条件を有し、

前期遊技演出実行手段は、何れの実行条件が成立した場合にも前記特定演出態様を実行することを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

異なる前記実行条件を成立して実行された前記特定表示態様は、前記終了条件として、異なる終了条件を有することを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記終了条件として、第1終了条件を有し、

前記第1終了条件は、終了判定によって終了すると判定した場合に終了条件を成立することを特徴とする請求項1乃至請求項3の何れか一項に記載の遊技機。

【請求項5】

前記終了条件として、第2終了条件を有し、

前記第2終了条件は、前記特定表示態様を実行してから特定回数の前記識別情報の変動表示を実行することによって成立することを特徴とする請求項1乃至請求項4の何れか一項に記載の遊技機。

【請求項6】

前記特定演出態様を実行するかどうかを決定する実行判定を行う特定演出態様判定手段と、

前記特定演出態様判定手段が前記実行判定を行う時期を決定する時期判定を行う時期判定手段と、を備え、

前記実行条件として、第1実行条件と第2実行条件とを有し、

前記第1実行条件は、前記時期判定手段が決定した時期に行われる実行判定において、前記特定演出態様を実行すると判定することによって成立するものとし、

前記第2実行条件は、所定期間から、特定回数の前記識別情報の変動表示を実行することによって成立するものとすることを特徴とする請求項2又は請求項3に記載の遊技機。

【請求項7】

前記終了条件として、第1終了条件と第2終了条件とを有し、

前記第1終了条件は、終了判定によって終了すると判定した場合に終了条件を成立するものとし、

前記第2終了条件は、前記特定表示態様を実行してから特定回数の前記識別情報の変動表示を実行することによって成立するものとし、

前記第1実行条件が成立して前記特定表示態様が行われる場合には前記第1終了条件によって終了させ、

前記第2実行条件が成立して前記特定表示態様が行われる場合には前記第2終了条件によって終了させることを特徴とする請求項6に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

このような遊技機によれば、識別情報の変動表示に伴って遊技演出を実行する遊技演出実行手段を備え、遊技演出の演出態様として、特定演出態様を含む、表示態様の異なる複数の演出態様を有している。また、実行中の特定演出態様を終了する終了条件（他の演出態様に移行する移行条件）として、複数の終了条件を有しており、何れの終了条件が成立した場合にも特定演出態様を終了して、他の演出態様に移行するものとしている。これにより、特定演出態様の終了パターン（他の演出態様への移行パターン）が多様化し、特定演出態様の終了時期を遊技者が予測困難とすることが可能となる。またこれにより、特定演出態様の継続への期待感を高め、遊技興趣を高めることが可能となる。

また、第2発明の遊技機は、第1発明の遊技機において、

前記特定演出態様の実行条件として複数の実行条件を有し、

前期遊技演出実行手段は、何れの実行条件が成立した場合にも前記特定演出態様を実行することを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、特定演出態様を実行する実行条件として、複数の実行条件を有しており、何れの実行条件が成立した場合にも特定演出態様を実行するものとしている。これにより、特定演出態様への移行パターンが多様化し、特定演出態様の実行可能性を高めると共に、特定演出態様の実行時期を遊技者が予測困難とすることが可能となる。

また、第3発明の遊技機は、第2発明の遊技機において、

異なる前記実行条件を成立して実行された前記特定表示態様は、前記終了条件として、異なる終了条件を有することを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、特定表示態様の実行条件及び終了条件を何れも複数有しており、実行中の特定表示態様が何れの実行条件を成立して実行されているかによって、異なる終了条件を、特定表示態様を終了させる条件とする。これにより、実行される演出態様が同様であっても、成立した実行条件によって特定表示態様の終了パターンを異ならせることが可能となり、特定表示態様の移行パターン（開始パターン及び終了パターン）を多様化することが可能となる。またこれにより、特定演出態様の開始時期及び終了時期を遊技者が予測困難とすることが可能となる。

また、第4発明の遊技機は、第1発明乃至第3発明の遊技機において、
前記終了条件として、第1終了条件を有し、
前記第1終了条件は、終了判定によって終了すると判定した場合に終了条件を成立することを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、終了判定によって終了すると判定した場合に終了条件を成立させ、終了判定によって終了すると判定しない場合には終了条件を成立しない（特定演出態様を継続する）ものとする。これにより、特定演出態様の終了時期を遊技者が予測困難とすることが可能となる。

また、第5発明の遊技機は、第1発明乃至第4発明の遊技機において、
前記終了条件として、第2終了条件を有し、
前記第2終了条件は、前記特定表示態様を実行してから特定回数の前記識別情報の変動表示を実行することによって成立することを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、特定表示態様の実行中に、予め定めた特定回数の変動表示を実行することで終了条件を成立させ、特定表示態様を終了するものとする。これにより、特定演出態様の終了時期を遊技者が予測困難とすることが可能となる。

また、第6発明の遊技機は、第2発明又は第3発明の遊技機において、
前記特定演出態様を実行するかどうかを決定する実行判定を行う特定演出態様判定手段と、

前記特定演出態様判定手段が前記実行判定を行う時期を決定する時期判定を行う時期判定手段と、を備え、

前記実行条件として、第1実行条件と第2実行条件とを有し、
前記第1実行条件は、前記時期判定手段が決定した時期に行われる実行判定において、前記特定演出態様を実行すると判定することによって成立するものとし、

前記第2実行条件は、所定期間から、特定回数の前記識別情報の変動表示を実行することによって成立するものとする。ことを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、特定演出態様を実行するかどうかを決定する実行判定を行う特定演出態様判定手段と、実行判定を行う時期を決定する時期判定を行う時期判定手段と、を備えている。また、特定演出態様を実行するかどうかの実行判定と、実行判定を行う時期を決定する時期判定とを設け、特定演出態様を実行する（開始する）契機となる第1実行条件を、時期判定で決定した時期に行われる実行判定で特定演出態様を実行すると判定することとする。また、特定演出態様を実行する契機となる第2実行条件を、所定期間から特定回数の識別情報の変動表示を実行することとする。すなわち、所定期間から予め定められた回数の変動表示を実行すれば、実行判定で実行すると判定することがなくとも、特定演出態様を実行させることが可能となる。これにより、特定演出態様の実行可能性を高め、遊技興趣を高めることが可能となる。尚、識別情報の変動表示の回数の計数を開始する所定期間として、例えば、特別遊技を実行したときや特定乱数を取得したときや電源投入をしたとき等を挙げることができる。

また、第7発明の遊技機は、第6発明の遊技機において、
前記終了条件として、第1終了条件と第2終了条件とを有し、
前記第1終了条件は、終了判定によって終了すると判定した場合に終了条件を成立するものとし、

前記第2終了条件は、前記特定表示態様を実行してから特定回数の前記識別情報の変動表示を実行することによって成立するものとし、

前記第1実行条件が成立して前記特定表示態様が行われる場合には前記第1終了条件によって終了させ、

前記第2実行条件が成立して前記特定表示態様が行われる場合には前記第2終了条件によって終了させることを特徴とするものである。

このような遊技機によれば、特定演出態様の実行条件として、時期判定及び実行判定によって実行すると判定した場合に成立する第1実行条件と、所定期間から特定回数の変動表示を実行することによって成立する第2実行条件と、を有している。また、特定演出態

様の終了条件として、終了判定によって終了すると判定した場合に成立する第1終了条件と、特定表示態様を実行してから特定回数の変動表示を実行することによって成立する第2終了条件と、を有している。そして、第1実行条件の成立で特定演出態様を実行した場合には、第1終了条件の成立を終了条件とし、第2実行条件の成立で特定演出態様を実行した場合には、第2終了条件の成立を終了条件としている。これにより、同様の演出態様である特定演出態様が行われる場合にも、異なる終了条件で特定演出態様を終了させることが可能となり、特定演出態様の終了時期を遊技者が予測困難とすることが可能となる

。